

平成30年度 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
分科会3「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」
次第

日時：平成30年11月5日（月）

9時30分から11時30分まで

場所：横浜市庁舎 5階関係機関執務室

1 開 会

2 平成30年度分科会3（H30・7・31）の振り返りについて 【資料1】

3 議事

・平成30年度 第2回 分科会3の検討内容について 【資料2】

・第4期横浜市地域福祉保健計画策定スケジュール 平成30年度 【資料3】

(1) 第4期横浜市地域福祉保健計画原案（案）＜成年後見制度利用促進基本計画部分＞について

【資料4-1～4】

(2) 中核機関の設置に向けて

【資料5-1～3】

(3) 横浜市で権利擁護の取組を進めるために各団体で実施できること 【資料6】

4 その他

5 閉 会

【資料】

資料1 平成30年度 第1回 分科会3の振り返りについて

資料2 平成30年度 第2回 分科会3の検討内容について

資料3 第4期横浜市地域福祉保健計画策定スケジュール 平成30年度

資料4-1 平成30年度 第1回 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 委員意見

資料4-2 素案に対するパブリックコメントとその対応

資料4-3 第4期横浜市地域福祉保健計画原案（案）＜成年後見制度利用促進基本計画部分＞

資料4-4 第4期横浜市地域福祉保健計画原案（案）資料編 抜粋

資料5-1 横浜市 権利擁護の現状とニーズの増加に関するデータ

資料5-2 横浜市 中核機関と協議会の関係図（イメージ）

資料5-3 地域連携ネットワーク構築に向けた中核機関と協議会の機能等の今後の検討について（案）

資料6 権利擁護の取組を進めるために各団体で実施できること

参考資料① 「中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割」

参考資料② 「地域連携ネットワーク」

参考資料③ 「成年後見サポートネット」

第3回 分科会3 「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」委員名簿
(敬称略)

	委員名	所属	分野
1	西尾 敦史	静岡福祉大学社会福祉学部 教授	学識経験者 (福祉)
2	青木 伸一	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員 児童委員協議会
3	赤羽 重樹	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
4	生田 純也	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 役員会代表 横浜市踊場地域ケアプラザ所長	地域ケアプラザ
5	坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者
6	松木 崇	神奈川県弁護士会	<臨時委員> 弁護士
7	岩屋口 智栄	公益社団法人成年後見センター リーガルサポート神奈川県支部	<臨時委員> 司法書士
8	星 勉	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 ばあとなあ神奈川	<臨時委員> 社会福祉士
9	大野 照夫	コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部副支部長	<臨時委員> 行政書士
10	辻川 彰	神奈川県精神保健福祉士協会 事務局長	<臨時委員> 精神保健福祉士
11	小林 俊一	認知症の人と家族会 神奈川県支部副代表	<臨時委員> 当事者 (親族)
12	宮川 玲子	横浜市精神障害者家族連合会	<臨時委員> 当事者 (親族)
13	角田 辰雄	横浜市介護支援専門員連絡協議会 副代表	<臨時委員> 介護サービス事業者
14	中根 幹夫	南区基幹相談支援センター 所長 (地域活動ホームどんとこい・みなみ)	<臨時委員> 障害関係相談支援事業者
15	栗原 美穂子	一般社団法人 横浜在宅看護協議会 会長	<臨時委員> 医療関係者
16	鈴木 伸彦	横浜市総合保健医療センター 総合相談室 担当係長	<臨時委員> 医療関係者
17	小野 広久	緑区社会福祉協議会	<臨時委員> 区社協事務局長

オブザーバー

1	星 信行	都筑区高齢・障害支援課長
2	米澤 宏彰	健康福祉局障害企画課 担当係長
3	深野 昭江	健康福祉局高齢施設課 担当係長
4	堀江 実祈也	健康福祉局高齢施設課 担当職員
5	千葉 敦子	健康福祉局高齢在宅支援課 担当職員
6	新井 弘明	横浜家庭裁判所 次席書記官

平成 30 年度 第 1 回 分科会 3 の振り返りについて

分科会 3 検討テーマ

「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」

1 実施状況

日程	報告・検討（意見交換）内容
7月31日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ○報告 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度分科会 3 の振り返り ・第 4 期横浜市地域福祉保健計画の策定状況について ・国が示す中核機関の役割と機能について ○検討（意見交換） <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について（「第 4 期横浜市地域福祉保健計画素案」） ・中核機関の機能と役割、横浜市の権利擁護等の推進の状況について ・横浜市で重点的に取り組むことについて

2 検討（意見交換）内容に対する主なご意見な等

(1) 第 4 期横浜市地域福祉保健計画素案に係るパブリックコメントの実施結果について→承認

(2) 中核機関の役割と機能、横浜市の成年後見推進の状況について

- ・ 肝心な中核機関がどのようなものかイメージがわからない。
- ・ 後見人等が受任されてから支援機関が関わるように読み取れるが、むしろ申立て前のアセスメント部分が大切だと思う。
- ・ 障害者が成年後見制度を使うとき、期間が長いので、親御さんも時間をかけて勉強しながら利用する人が多い。制度利用について、中核機関で障害者の親達にアプローチしてほしい。
- ・ 中核機関はまず分かりやすい場所にある等、「利用者の使いやすさ」が大事なことだと思う。
- ・ 専門職団体として、中核機関ができれば、連携をとっていきたいが、家庭裁判所との連携も含め、立ち上げの準備段階から関わりをもたせていただきたい。
- ・ 地域で利用者の情報や課題があがってきた時に、どの範囲で情報共有をしていくのか。
- ・ 国の説明では、中核機関については 15 万人程度を想定していると思われるが、横浜市の大きなところでは、どのように機能していくのか。
- ・ 中核機関ができることで、一見手厚くなるようにも見えるが、市民にとっては、また相談先が増えることで、混乱する部分あると思う。だれが来てもそこで受け止めるという仕組みが必要で、既存の相談システムとどう整合性をついけるのか、大きな課題だと思う。
- ・ 相談を受け止める支援者の方も、制度利用の必要性等しっかり研修等を受け、相談支援機関として頑張らないといけない。
- ・ 障害分野として、横浜市は後見的支援制度があるので、協議会の中に入れてほしい。

(3) 横浜市で重点的に取り組むことについて

- ・ 本人から後見人をつけてほしいという相談は少ないので、特に本人を身近で支援するケアマネさんや民生委員さんに対し、広報や研修について重点的に取り組んでほしい。
- ・ 横浜市は、成年後見制度の利用促進について他都市よりも先進的に取り組んでいると思うので、今の制度、今の運用を見直しながら一つの方向性が出せればよいと思う。

平成 30 年度 第 2 回 分科会 3 の検討内容について

分科会 3 検討テーマ

「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」

1 分科会で目指す成果

これまで横浜市の権利擁護に関する取組や成年後見制度の推進について 2 回の分科会でご議論いただき、第 4 期横浜市地域福祉保健計画素案を策定しました。

今回の分科会では、素案に対するパブリックコメント等の意見を踏まえ作成した計画原案（案）をご確認いただきます。

第 4 期横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定する市成年後見制度利用促進基本計画の原案（案）を 11 月に行われる第 2 回策定・推進委員会に諮り、確定していきます。

また、市成年後見制度利用促進基本計画の推進の柱となる中核機関、協議会についてもご意見をいただき、今後の権利擁護の推進の方向性の検討を行います。

2 議論のポイント

- (1) 第 4 期横浜市地域福祉保健計画＜成年後見制度利用促進基本計画部分＞原案（案）の確認をお願いします。
- (2) 地域連携ネットワークの柱となる中核機関、協議会について、横浜市の既存の取組を生かした設置等の在り方についてご意見をいただきます。
 - ① 中核機関と協議会の役割分担、設置単位について
 - ② 今後の中核機関と協議会の機能等の検討について
- (3) 来年度の計画推進、横浜市中核機関の取組を進めるために各団体で実施できることや団体どうしで連携して行えること等についてご意見をいただきます。

3 今後の計画策定のスケジュール…【資料 3】参照

分類	意見	対応
周知	成年後見制度については、周知されているようで知らない方が多いと感じる。少し敷居が高いと思っている人が多いので、もっと説明する場があった方が良い。	今後の取組の参考とします。
支援の流れと現在の課題について 【参考資料①】	「中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）」の資料の中で①相談受付、アセスメント、支援の検討②候補者の推薦③後見人等への支援の中で国は「機能不全が起きやすい」と言っているがどのようなことか。	支援者が相談の中で成年後見の活用が必要だと気づかない場合や本人にふさわしい後見人候補者の検討等の場面において、機能不全が起っているということです。支援者がきちんとニーズに気づき、受け止めて制度につなげる仕組みをどのように作るか関係機関、専門職団体とも検討していきます。
地域での取組と周知の必要性	成年後見制度について地区社協等で勉強会を開催したところ、連合町内会、民生委員の他に一般の方も話を聞きたいというニーズがあった。参加者からは「今は何も問題ないけど気安く相談できるということがわかった」という話も聞いた。もっと成年後見制度のPRをする必要があると思う。	身近な地域でそれぞれの団体を通じた周知を行う等、今後の取組の参考とします。
地域連携ネットワークについて 【参考資料②】	「チーム」をバックアップする専門機関が下にあるという構図であるが、実際に今、周知行ったり、相談を受けのは地域ケアプラザが担っていると思う。直にチームに対応するところとバックアップする仕組みしかない見えないので、もう少し幅広く広報・周知をするアクションが一緒にならないとなかなか地域連携ネットワークにならないと思う。	国が示している図なので、今後、横浜の実態・実績に応じて市民の方に地域連携ネットワークの在り方等、検討し、お示ししていく予定です。
中核機関と協議会との関係 【参考資料②】	中核機関と協議会の関係がわかりにくい。中核機関や協議会は区レベルで作っていくのか。	協議会は、ご本人と後見人を中心としたチームに専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、連携体制を強化するための検討の場となります。中核機関は協議会の事務局を担いながら、市域で後見制度等がきちんと必要な方に届くような仕組みを考え、支援がきちんと行われていくために進捗を管理する司令塔機能を果たします。成年後見制度利用促進基本計画を推進するための地域連携ネットワークの中心となる機関となります。設置、区域等については今後、検討を進めます。
権利擁護ニーズの把握について・区長申立てについて	成年後見の区長申し立てが数年単位でないとできず、対応に時間がかかりすぎる。周囲が後見制度の利用が必要と気づいた時から一刻を争う事態となっている。本人は必要性に気づいていないことが多い。例えば、家族が金銭管理しているが、事実上は家族の生活費に充てているケースで早く本人の権利を守らなくてはいけない場合もある。障害のある方で知人にお金を搾取されかねないケース等。関係機関は迅速に対応する必要があるが、命も守らなくてはならないしお金も守らなくてははいけない。多くの機関はあるが本当に機能するのかと心配である。	相談で権利擁護ニーズを支援者がしっかりと把握し、ご本人の権利が守られるよう制度の導入が必要な時に早急に対応できる仕組みを関係機関、専門職団体等とも検討していきます。
説明会等の在り方、申立ての支援等について	後見制度の勉強会等に参加しても、制度自体の説明ばかりのため、具体的に手続きまではわかりにくい。専門職につなげ、そこから一緒にどのような書類を書くのか、収入印紙をいくらか買うのか、裁判所に行って何をやるのか等、実際に伴走してやっと分かるようになった。どうすれば後見人を選定してもらえるのかも含めてわかりい。	各機関が行う説明会や勉強会での内容等についてはご意見を今後の取組の参考にします。申立ての支援については専門職団体等と連携し、制度利用の必要な方の対応をどう進めていくか等、検討していきます。

素案に対するパブリックコメントとその対応

資料4-2

項目	ページ (開始)	ご意見	対応の考え方	対応箇所 【資料2-2】
2章 2-3	70	<p>70ページ 現状と課題に次の1点を加えてください。 法人後見の普及・啓発事業 ◆横浜市では、平成26年度より、成年後見制度法人後見支援事業に取り組んでいます。 (理由) 市民後見人養成と同列に課題として掲げないと、次の<柱2-3-2>成年後見人等への支援の推進につながらないのではないか。なお、国の定めた成年後見制度利用促進基本計画の中でも「法人後見の活用が有用である」と明記されています</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映します。</p>	P.70 (1)
2章 2-3	71	<p>71ページ 上から6行目、「本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行うこととなります」は、「成年後見人等は、本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行うこととなります」とすべきではないか (理由) 文章に主語がないからです。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映します。</p>	P.71 (2)
2章 2-3	71	<p>71ページ 法定後見制度の説明で、「本人や四親等内の親族等が」とあるのは「本人や配偶者、四親等以内の親族等が」とした方が良いのではないか (理由) 一般的な説明(民法7条)では、配偶者を省略していないからです。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映します。</p>	P.71 (3)
2章 2-3	71	<p>71ページ 任意後見制度の説明で「あらかじめ自分で選んだ代理の方(任意後見人)と契約によって」は「あらかじめ自分で選んだ方と任意後見契約を結び」とすべきではないか (理由) 任意後見制度は、家裁で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見人であり、それまでは任意後見人候補者に過ぎないからです。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映します。 家庭裁判所の表現に合わせ、計画原案の表現を「任意後見受任者」とします。</p>	P.71 (4)

◆重点項目〈柱2-3〉

身近な地域における権利擁護の推進

現状と課題

権利擁護

- ◆高齢者を狙った悪徳商法や障害者に対する財産搾取、虐待など、重大な権利侵害の事例が増加しています。少子高齢化、単身世帯の増加等により、高齢者・障害者を地域で支える権利擁護のニーズが増加しています。

成年後見制度

- ◆制度に対する広報等も多く行われていますが、制度理解が十分に進んでいないのが現状です。
- ◆制度利用の面からみると、障害者の利用が進んでいない状況です。

(1)追記

法人後見の普及・啓発事業

- ◆横浜市では平成26年度より、成年後見制度法人後見支援事業に取り組んでいます。

市民後見人養成・活動支援事業

- ◆横浜市では平成24年度より、市民後見人の養成を開始し、平成29年度末で33名の方が市民後見人として活動をしています。（コラム「市民後見人要請・活動支援事業」参照）

その他の課題

- ◆新たな課題として、既存の制度やサービスだけでは対応しきれない「身元保証（保証問題）」や「死後事務」等があります。そのような課題に、個人では対応することが困難な方へ、新たな支援手法を構築していく必要があります。

柱2-3-1	柱2-3-2
関係機関等と連携した権利擁護の推進	成年後見人等への支援の推進

目指す姿

- ◇成年後見制度の認知や理解が地域や支援機関の中で進み、制度が必要な方の利用が促進されることで、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら、地域の中で生活を送ることができています。
- ◇国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて、横浜市としての成年後見制度等の権利擁護を推進するため、中核機関*の設置など、権利擁護に関する相談体制や地域連携ネットワークが整備されています。

*中核機関：相談対応や専門職によるサポートのコーディネート等を行うとともに、各地域における連携ネットワークを形成・強化していくため、法律専門職団体、社会福祉専門職団体、医療・福祉の関係団体等をはじめとする関係者からなる協議会等の事務局機能を担うものです。

イメージ図については資料編154頁参照

重点項目2-3活動指標	現状値(平成29年度末)	目指す方向性
あんしんセンター契約件数	1,028件	↗
横浜市市民後見人受任者数	32人	↗

コラム 成年後見制度とは

▶ 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の十分でない方は、財産の管理や、健康や生活状況の維持向上のために介護などのサービスや施設への入所・病院への入院に関する契約を結んだりする必要があっても、自分で判断することが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約や、本来不必要な契約であっても契約をしてしまうなど、悪徳商法などの被害にあつてもあります。こうした自分ひとりで判断することが難しい方に対し、法的な権限を持って支援するのが成年後見制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。成年後見人等は、本人の意思を尊重し、健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行うこととなります。

(3)追記

(2)追記

▶ 法定後見制度

本人や配偶者、四親等内の親族等が家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が本人の援助にあたり適切な方を選任し、本人の支援をする制度です。本人の判断能力の状況によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、家庭裁判所が決定します。

▶ 任意後見制度

判断能力が十分なうちに、あらかじめ自分で選んだ代理の方と任意後見契約を結び支援の内容を約束しておく制度です。

ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されてはじめて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

(4)変更

成年後見制度について詳しく知りたい場合は、区役所、区社協、地域ケアプラザ、基幹相談支援センター等で、パンフレットを配布していますので、ご相談ください。また、弁護士等の専門職団体等でもご相談を受け付けています。



◆重点項目〈柱2-3〉

身近な地域における権利擁護の推進

〈柱2-3-1〉

関係機関等と連携した権利擁護の推進

成年後見制度等の権利擁護を必要とする人が早期に発見され相談対応をしていくため、必要な広報等を各専門職団体・関係機関等と連携して実施します。また、制度を活用するにあたり、必要な制度・体制を整備します。さらに、自己決定の支援のための必要な取組を進めます。

主な取組

広報

- 各専門職団体・関係機関と連携し、支援者等へ成年後見制度等の権利擁護に関する制度についての広報の推進（市・市社協）
- 対象者等にあわせたパンフレットや動画等を用いた広報媒体の作成（市・市社協）

中核機関の設置・ネットワーク構築

- 横浜市にふさわしい中核機関及び地域連携ネットワークについて、他分野の会議体等を踏まえた体制整備の検討（市・市社協）

申立て支援

- 成年後見制度利用支援事業における、本人及び親族申立ての際の申立て費用の助成の検討（市）

権利擁護に関する取組

- 新たな課題である「身元保証」「死後事務」に関する事業実施に向けた支援手法の検討（市・市社協）
- エンディングノートやあんしんノート等、自己決定の支援のための取組の推進（市・市社協）
- 権利擁護事業を実施する区社協あんしんセンターへの支援、関係機関との連携等、区域の権利擁護事業推進に関する支援の実施（市社協）
- 障害者後見的支援制度などの、当事者を中心とした見守りネットワークの構築・拡充（市社協）

コラム 障害者後見的支援制度

横浜市障害者後見的支援制度は、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、横浜独自の制度として平成22年10月からスタートしました。

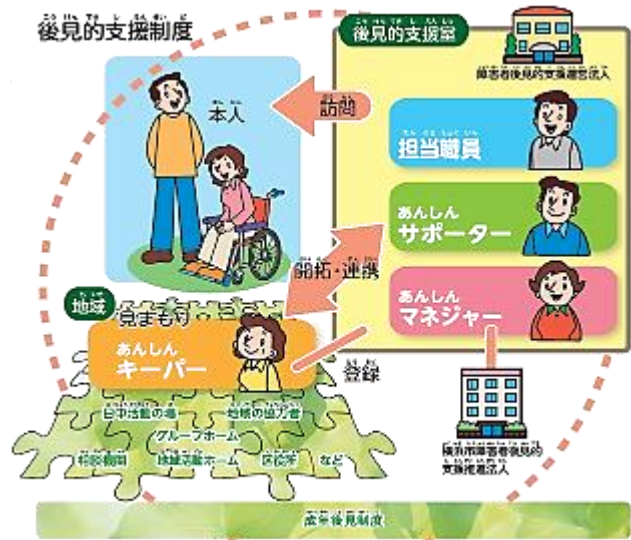
18歳以上の障害のある人が居住区の後見的支援室に登録して利用します。

▶後見的支援室では

- ①本人や家族から、本人の生い立ちや現在の生活の様子、家族が生活の中で配慮していること、将来の希望・不安などを伺い、本人や家族の想いに寄り添いながらこれからの暮らしを一緒に考えています。
- ②本人と日常からつながりのある人を確認しながら、地域の方たちに「あんしんキーパー」として協力いただき、本人の暮らしを支えるネットワークづくりに取り組んでいます。

▶主な役割

- ・「あんしんキーパー」身近なところでさりげなく本人を見まもる。
- ・「あんしんサポーター」日中活動の場や暮らしの場など、本人のところへ定期的に訪問する。
- ・「あんしんマネジャー」本人が望む暮らしをどのように支えていくかを考え、その暮らしが実現できているか定期的に確認する。
- ・「担当職員」障害のある人や家族にこの制度を伝えたり、あんしんキーパーとして協力していただく人を増やすなど、この制度を地域に広げていく。

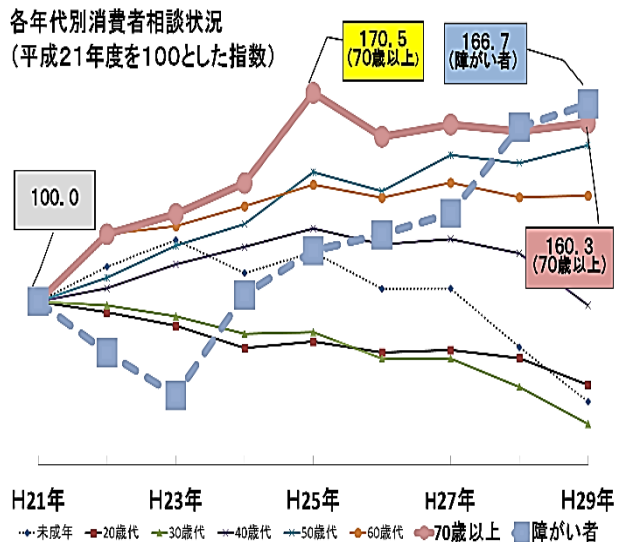


コラム 高齢者や障害者に対する消費者被害

横浜市消費生活センターでは、近年高齢者や障害者からの相談が急増しています。

ご本人が消費者被害にあっていることに気づかない場合や、誰にも相談できず次々被害にあってしまうケースもあります。具体的な相談内容等としては、「知らぬ間に高額請求がきた」「クーリングオフについて知りたい」などの相談が多くなっています。

地域の中で、消費者被害に関する知識を深めもらえるよう、消費生活推進員などが情報発信や出前講座を行っています。



◆重点項目<柱2-3>

身近な地域における権利擁護の推進

<柱2-3-2>

成年後見人等への支援の推進

成年後見人等として活動している親族、専門職、法人後見実施団体、市民後見人等からの相談に応じられるよう、専門機関や関係機関等が連携しながら、きめ細やかな支援を行う体制を整備します。

また、市民後見人、法人後見の実施団体等の育成及び支援等を実施し、成年後見制度を必要とする人に対し、適切な後見人等候補者を選択できるよう取組を進めます。

主な取組

中核機関の設置・ネットワーク構築

- 成年後見人等からの相談を受ける中核機関及び地域連携ネットワークについて、高齢者、障害者、子ども・若者等、様々な分野の会議体等を踏まえた体制整備の検討・実施（市・市社協）
- 成年後見人として活動している親族後見人等を支援する体制づくりの検討（市・市社協）

後見人の養成・支援

- 地域で権利擁護を担う市民後見人の養成・活動支援・受任促進（市・市社協）
- 法人後見を担う団体への支援（市・市社協）

コラム 法人後見支援事業

▶よこはま法人後見連絡会

法人後見を実施している団体、および準備をすすめている団体間のつながりをつくることを目的とし、平成26年度から市内で活動する法人後見実施団体に参加を呼びかけ、情報交換や共通課題の協議の場を設けています。

▶成年後見制度利用促進に関するアンケート実施からの様々な取組

平成26年度から27年度に実施した制度利用促進アンケートの結果から、障害のある方の制度利用促進には、①障害当事者及び関係機関の制度への理解が不十分、②障害理解のある後見人等候補者の確保が必要という大きな2つの課題が把握されました。

課題①への取組としては、啓発用パンフレット「障害のある方のご家族、支援者向け ご存じですか成年後見制度」を平成28年度に作成しました。

課題②については、「法人による後見人等受任」をすすめていくことの必要性を確認し、平成29年度より具体的な法人後見の課題や可能性についての検討を障害福祉施設等の運営法人に呼びかけて実施しました。

さらに、障害福祉施設へのヒアリングを実施した結果、成年後見制度利用促進のために本人に寄り添い支援する方々への広報、啓発をより進めていく必要性が高いことがわかり、平成30年度は障害福祉施設等の管理者や職員向けに「成年後見制度」の合同研修や出張説明会を実施しています。

コラム 市民後見人養成・活動支援事業

横浜市では平成24年3月に、『横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書～地域における権利擁護推進にむけた「市民後見よこはまモデル」の提案～』の中で、市民後見人の定義を定めています。

▶市民後見人とは

- ①地域に住む身近な存在として、法的に認められた権限をもって被後見人を見守り、支える役割を担う。
- ②被後見人の生活課題を解決するにあたっては、地域と連携して取り組み、地域福祉を推進する。
- ③成年後見制度や地域福祉に関する幅広い分野の知識や技術、活動上の倫理を身につけるため、横浜市養成課程の修了と所定の登録を必須とする。

市民後見の担い手を養成するため、横浜市市民後見人養成課程を行っています。養成課程では、専門知識や後見人としての倫理などの座学とあわせて、市社協の法人後見受任ケースへの同行などの実務実習も行っています。平成30年6月からは、第4期の養成課程を実施しました。

養成課程を修了し、横浜市市民後見人バンクに登録した方(以下、バンク登録者)が市民後見人として活動しています。

	第1期	第2期	第3期	第4期
実施年度	平成24～25年	平成26～27年度	平成28年度	平成30年度
対象区	西区・緑区・青葉区	第1期での対象区以外の15区	鶴見区・西区・港南区・金沢区・栄区・泉区・瀬谷区 ※募集開始時点でバンク登録者の少ない区を対象	市内全区

バンク登録者数	62人
市民後見人受任者数（終了者含む）	42人

※平成29年度末時点

市民後見人受任者およびバンク登録者に対しては、区役所や区社協と連携して横浜生活あんしんセンターは以下のような支援を行っています。

▶市民後見受任者への支援

- ・日常的な相談対応
- ・家庭裁判所への提出書類等確認
- ・受任者連絡会の実施
- ・受任者定期面談の実施

▶バンク登録者への支援

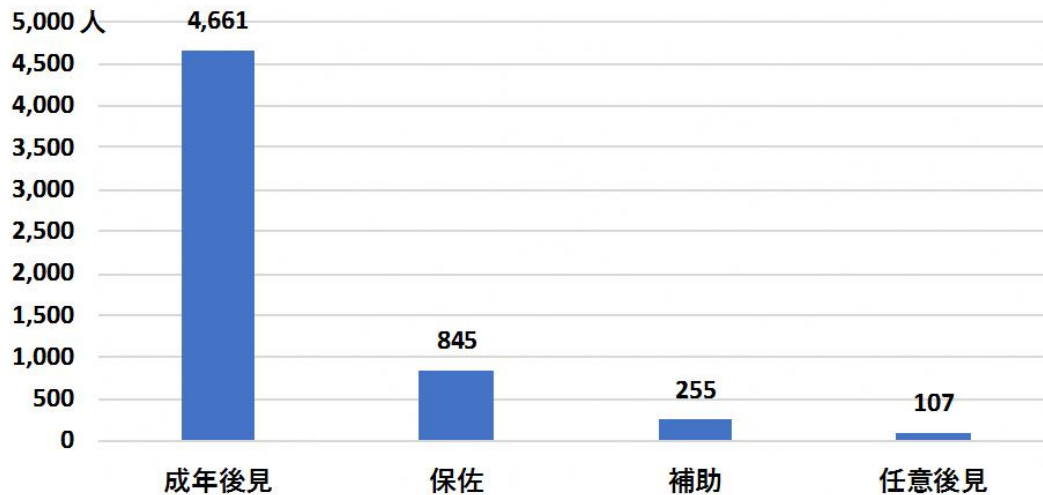
- ・サポートネットへの参加
- ・自主勉強会実施の支援
- ・全体研修の実施
- ・バンク登録者定期面談の実施

資料編

ク 成年後見支援制度

(ア) 成年後見制度利用者数

横浜市の成年後見制度利用者数は、成年後見が4,661件となっており、全体の約80%と大多数を占めています。

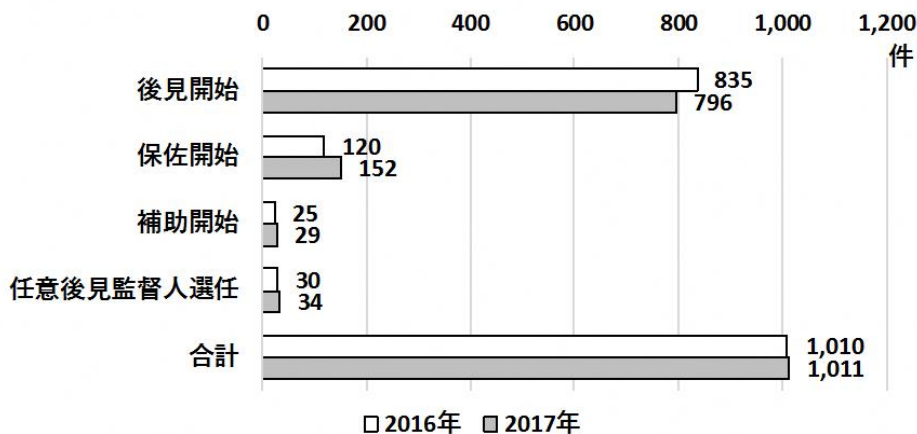


出典) 横浜家庭裁判所

- 1) 成年後見制度の利用者（以下「利用者」という。）とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。
- 2) 本資料は、平成29年12月末日時点で横浜家庭裁判所（管内支部を含む。以下同じ。）が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- 3) 2)の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地が神奈川県外の者の数は計上していない。
なお、利用者が既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれている。
- 4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

(イ) 成年後見関係事件の認容件数

横浜市の成年後見関係事件の認容件数は、2017年の1,011件で2016年とほぼ同数となっています。このうち後見開始が796件で最も多く、次いで保佐開始が152件となっています。保佐開始は2016年度より32件増加しています。

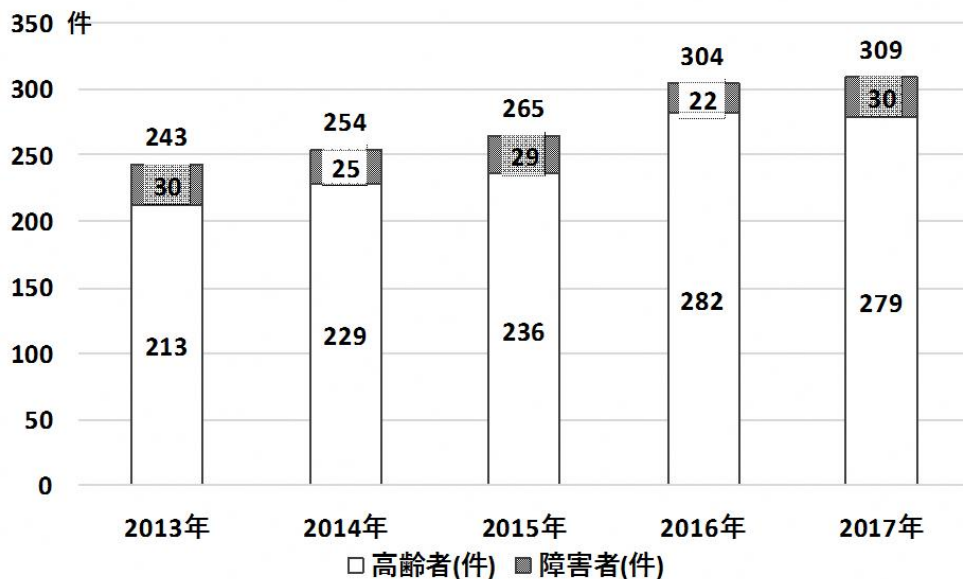


出典) 横浜家庭裁判所

- 1) 本資料は、横浜家庭裁判所（管内支部を含む。）の後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち平成28年1月から平成29年12月までに認容で終局した事件を対象として集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- 2) 1) の事件には、本人の住所地が神奈川県外であるものの数は計上していない。
- 3) 本人の住所地は、平成28年12月末時点及び平成29年12月末時点で事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）である。本人が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

(ウ) 区長申立て件数

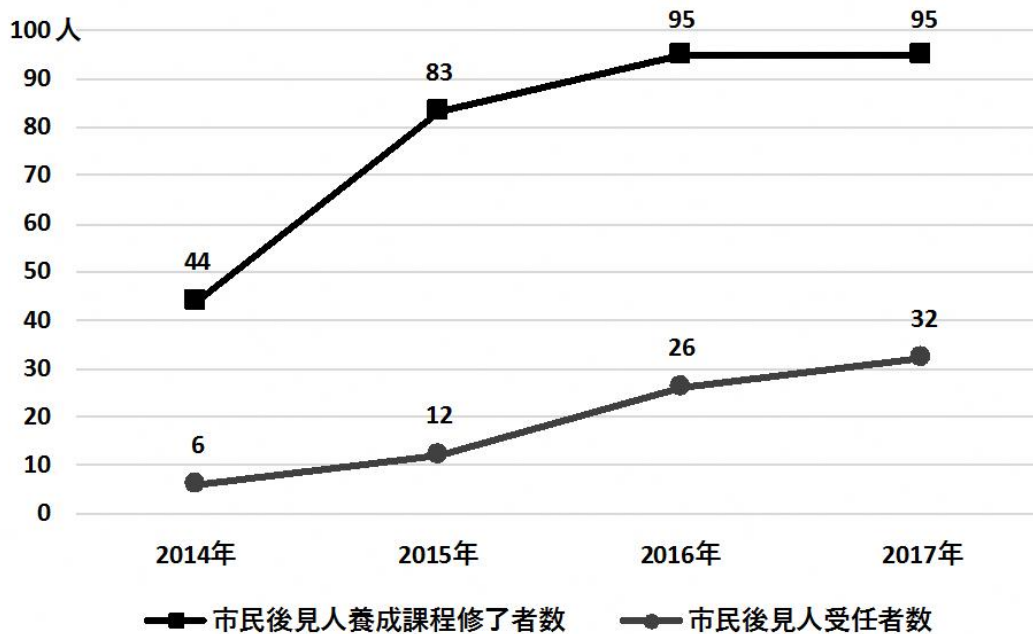
区長申立て件数は2016年まで増加傾向にありましたが、ここ2年間は横ばいとなり、2017年は高齢者・障害者合わせて309件となっています。



出典) 健康福祉局福祉保健課

(I) 市民後見人養成及び市民後見人受任者数

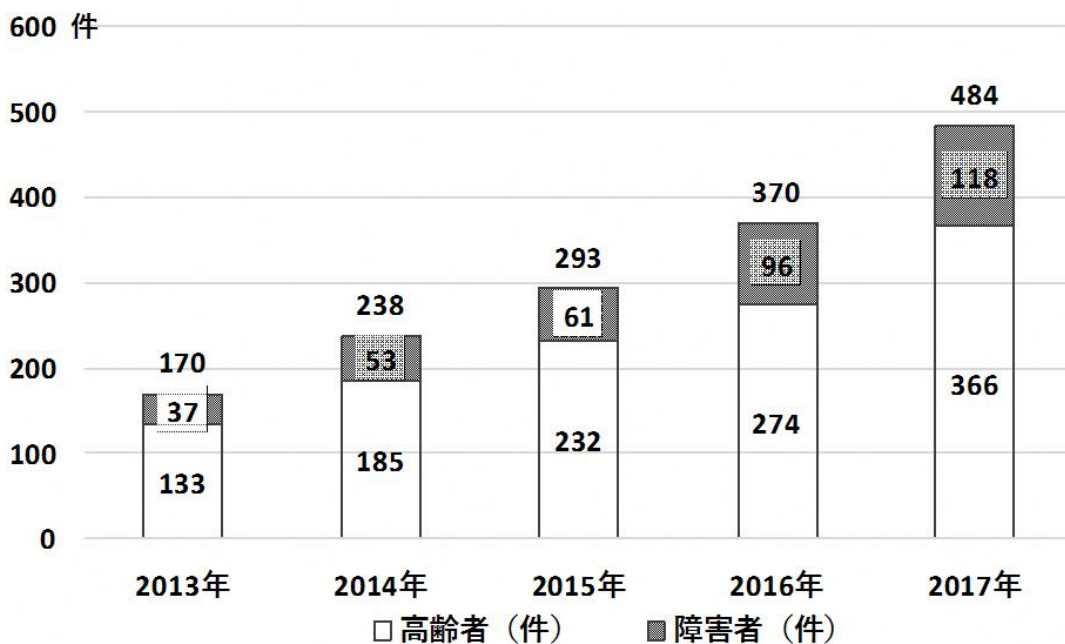
市民後見人養成課程の修了者数は2014年から2015年にかけて大きく増加し、2017年には95人となっています。市民後見人受任者数も増加傾向で、2017年には32人となっています。



出典) 健康福祉局福祉保健課

(オ) 後見人等への報酬助成件数

後見人等への報酬助成件数は、高齢者・障害者とも一貫して増加傾向にあり、2017年には484件となっています。



出典) 健康福祉局福祉保健課

- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
 - 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - 2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区及び同法第252条の20の2に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
 - 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
 - 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。
 - 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数総数の5分の1を超えてはならない。
 - 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月13日施行）

（目的）

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委

員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

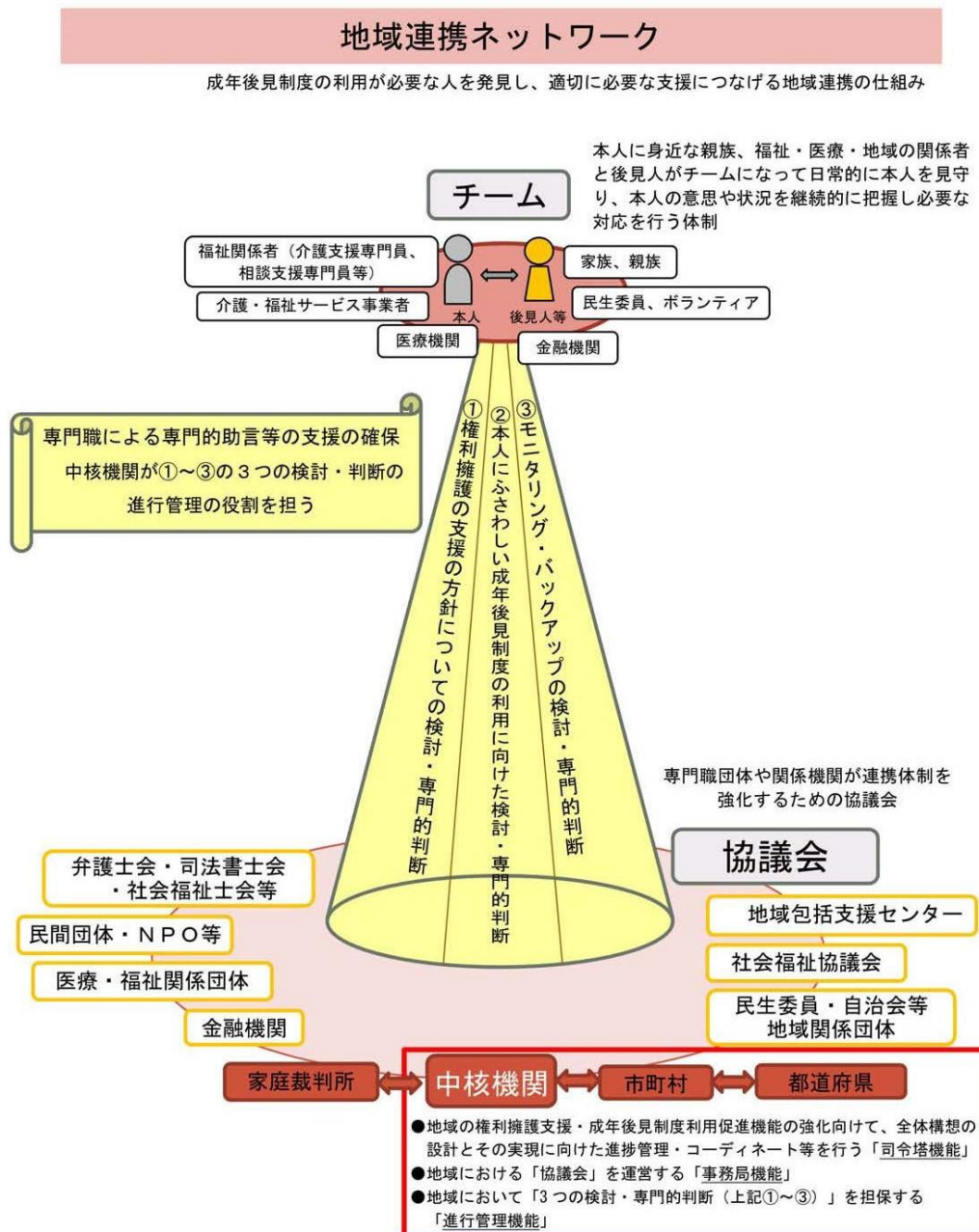
（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

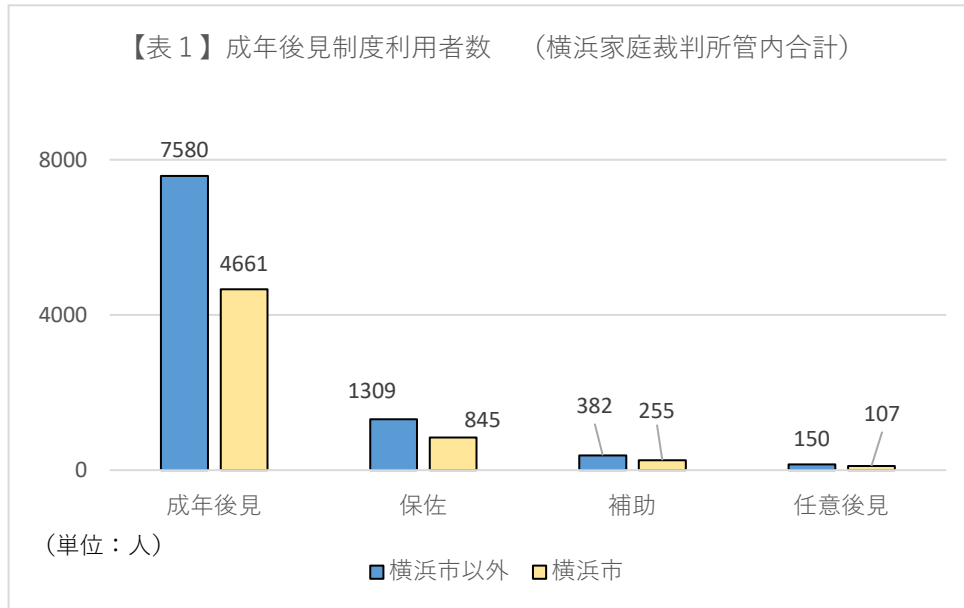
（市町村の講ずる措置）

第23条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



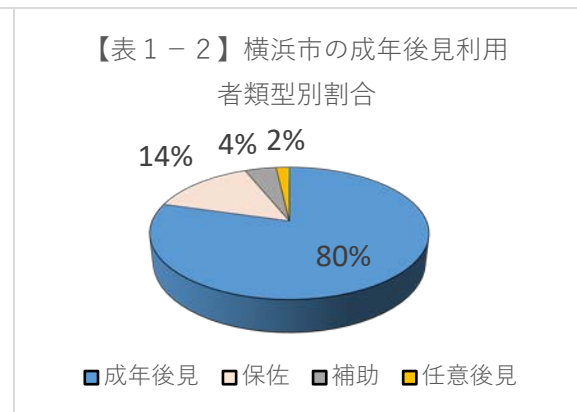
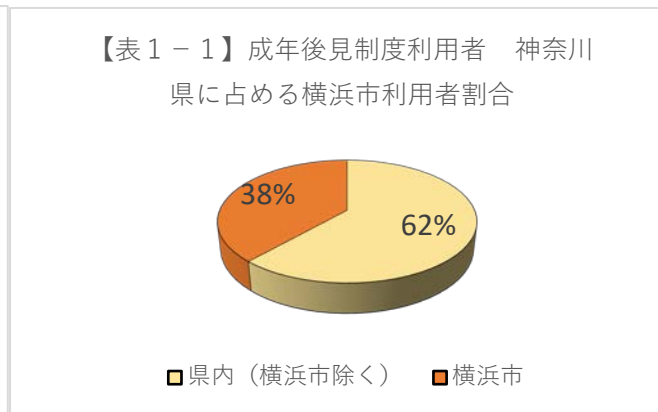
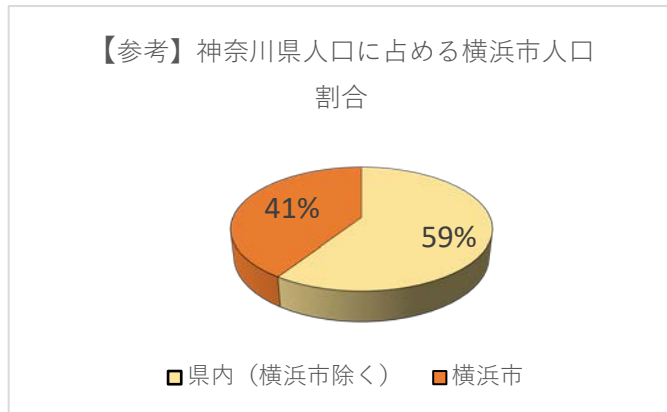
（「手引き」P15 図Ⅱ-1をもとに成年後見制度利用促進室作成）



【表1】

- 1) 成年後見制度の利用者（以下「利用者」という。）とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。
- 2) 本資料は、平成29年12月末日時点で横浜家庭裁判所（管内支部を含む。以下同じ。）が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- 3) 2)の利用者数には、住所地在神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地在神奈川県外の者の数は計上していない。
なお、利用者が既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれている。
- 4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

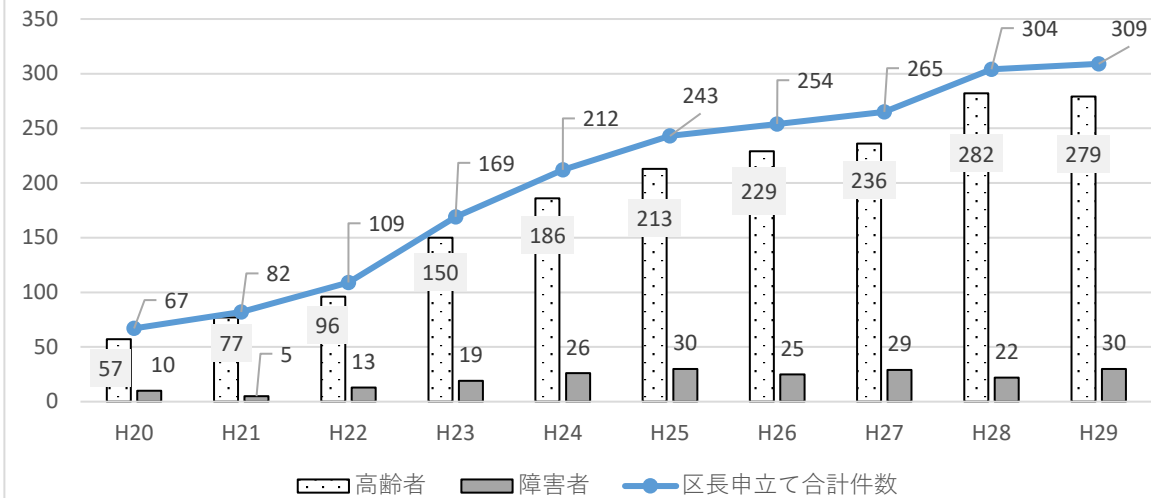
出典： 横浜家庭裁判所



出典：神奈川県ホームページ H30.1.1現在住民基本台帳データ

※表1-1, 2は表1よりデータ抜粋して作成

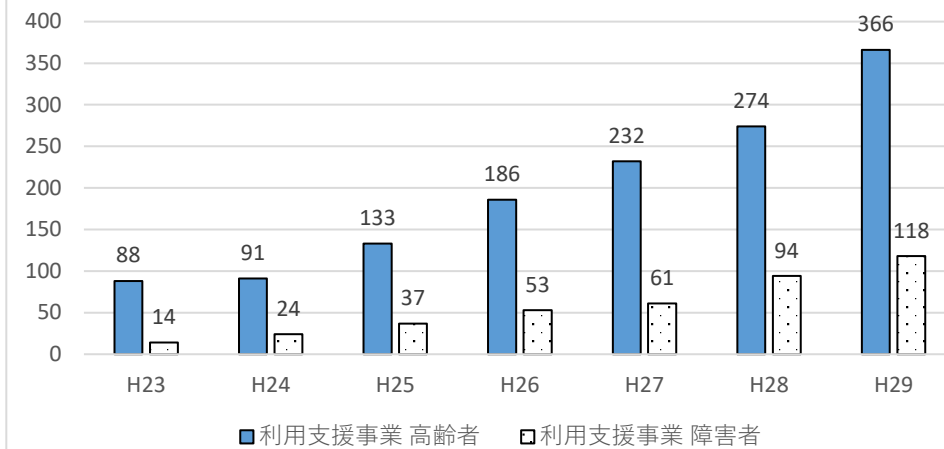
【表2】 成年後見区長申立て件数



【表2】

申立人（親族等）がない場合に区長申立てを実施します。区長申立ての件数はH20年と比較すると伸びています。ここ数年は横ばい傾向です。

【表3】 利用支援事業件数



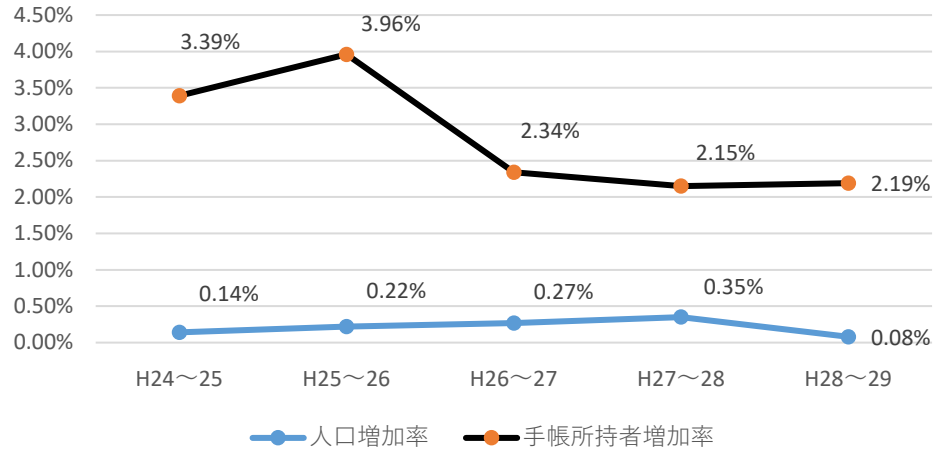
【表3】

「利用支援事業」とは資力が十分でなく、申立費用や後見人等への報酬の負担が困難であると考える方に市が助成を行う制度です。

助成を受ける方は年々増加しています。

※【表4～9】および考察は「横浜市 第3期障害者プラン 改訂版より抜粋」

【表4】横浜市 人口と手帳所持者の増加率の推移



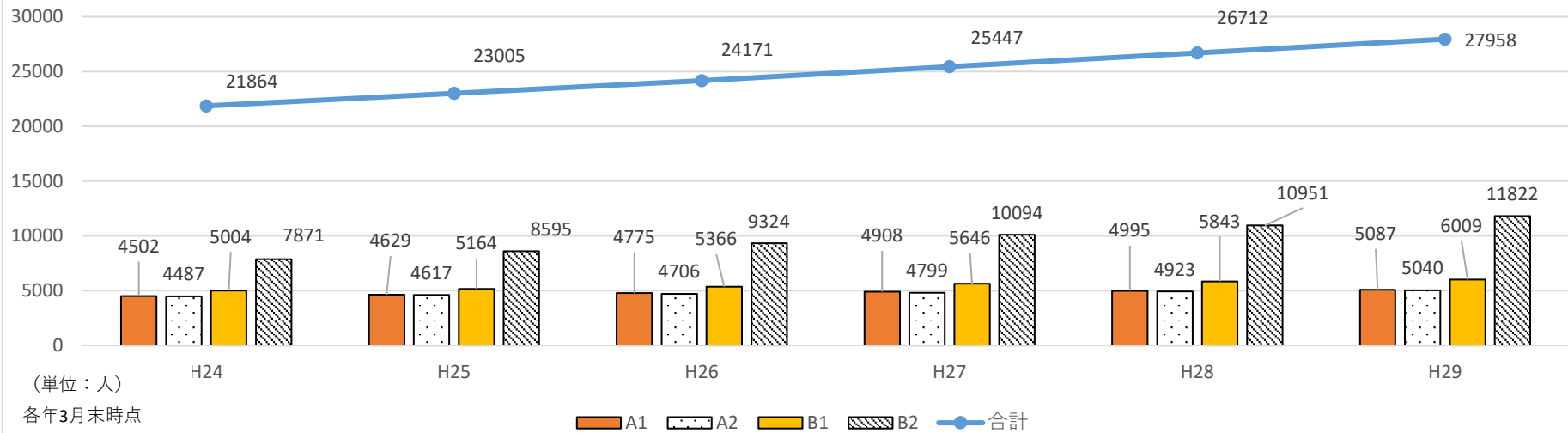
【表4】

障害者手帳所持者数の増加率はここ数年で2%から4%の間で推移しており、横浜市人口の増加率と比べても大きいことから障害者手帳所持者の割合が増えてきているといえます。

【表5】

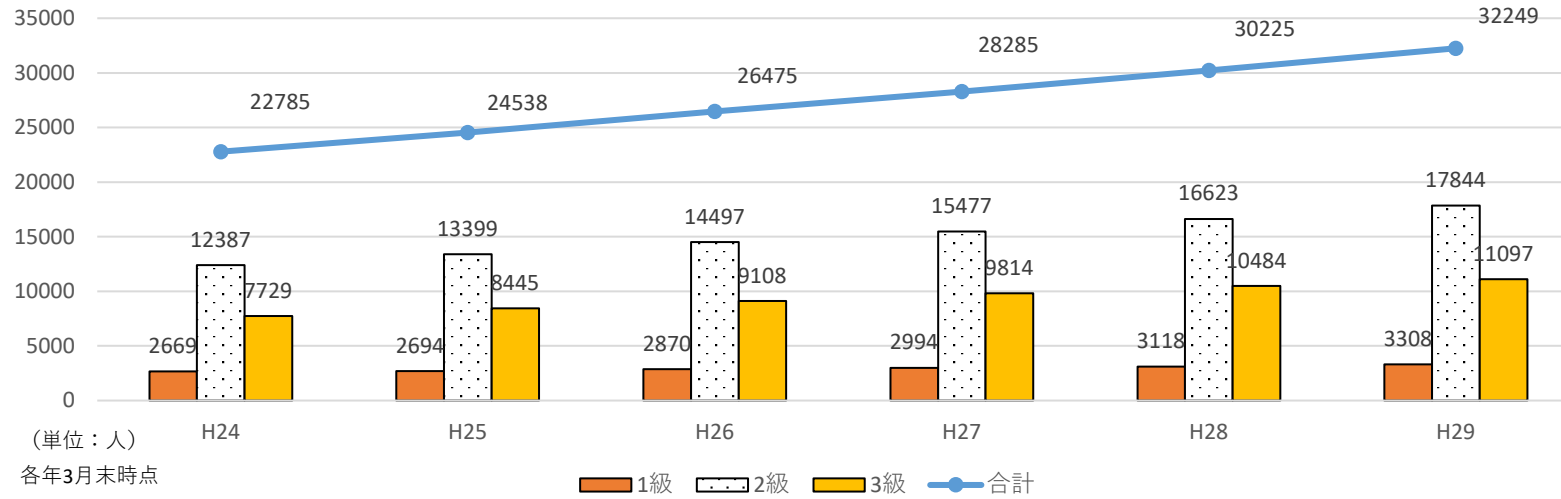
愛の手帳の所持者数はH29年度末現在、24年と比べ、6千人以上増えています。中でもB2の手帳を所持している方が全体の増加数の約65%を占めています。

【表5】愛の手帳所持者数 推移



※参考 A1…IQ20以下、A2…IQ21～35、B1…IQ36～50、B2…IQ51～75

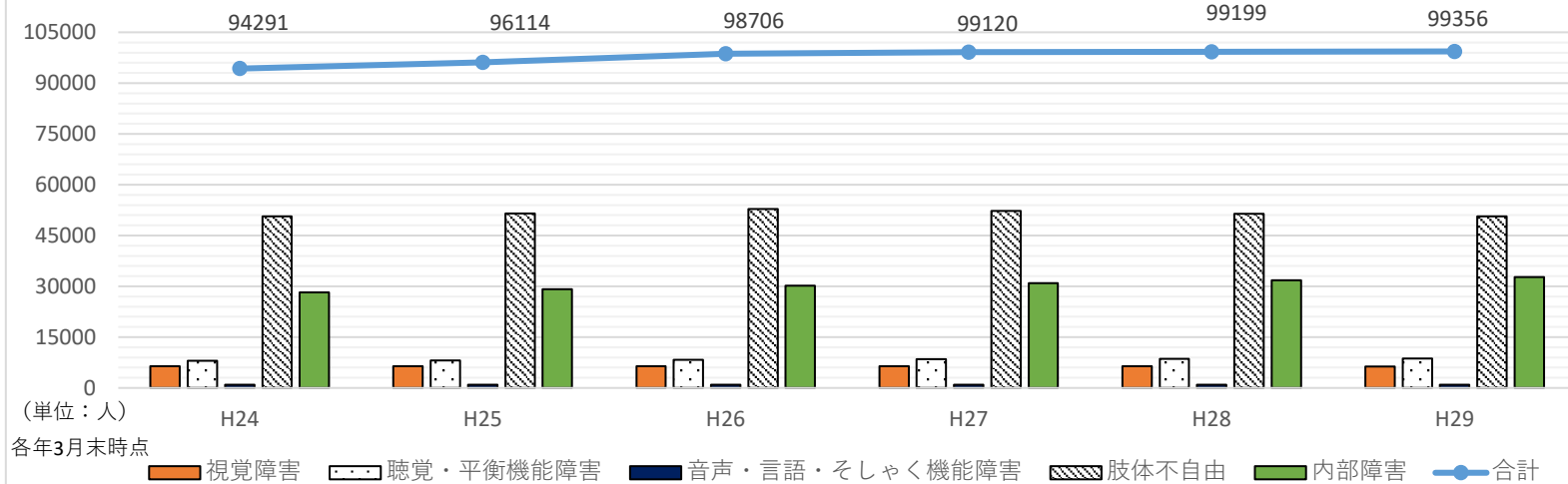
【表6】精神保健福祉手帳所持者数 推移



【表6・7】

身体障害・知的障害・精神障害の3障害の手帳所持者のうち、この5年間で最も増加しているのは精神障害です。平成29年3月末時点では、24年と比べ、9千人以上増えています。特に2級が1.4倍の増加となっています。

【表7】身体障害者手帳 障害状況別推移

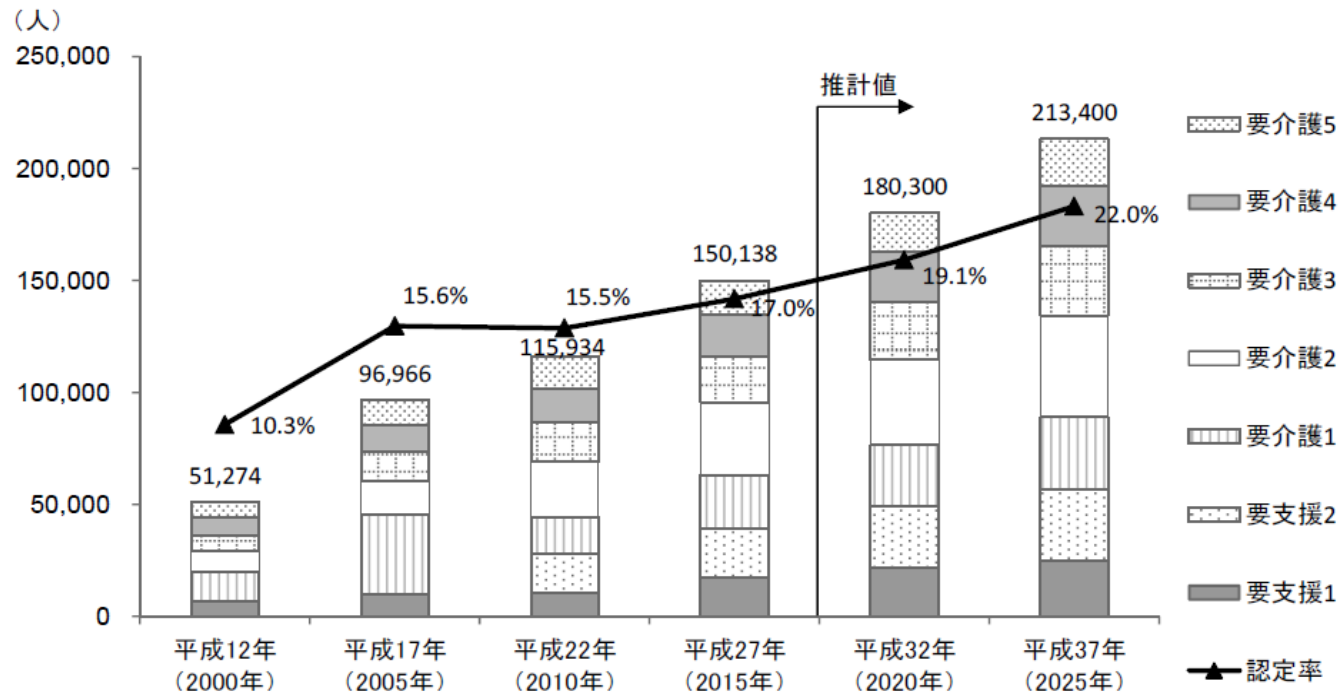


【表8】 要介護認定者の状況

要介護認定率は上昇傾向にあり、平成12年の約10.3%から平成27年には約17.0%まで上昇しています。また高齢者人口の増加に伴い、この傾向は今後も続くものと考えられ、平成32年には19.1%、平成37年には22.0%となる見込みです。

また、要介護認定者数は、平成27年の約15.0万人から平成37年には約21.3万人と、約1.4倍となる見込みです。

<要介護認定者数の推移（要介護度別）>



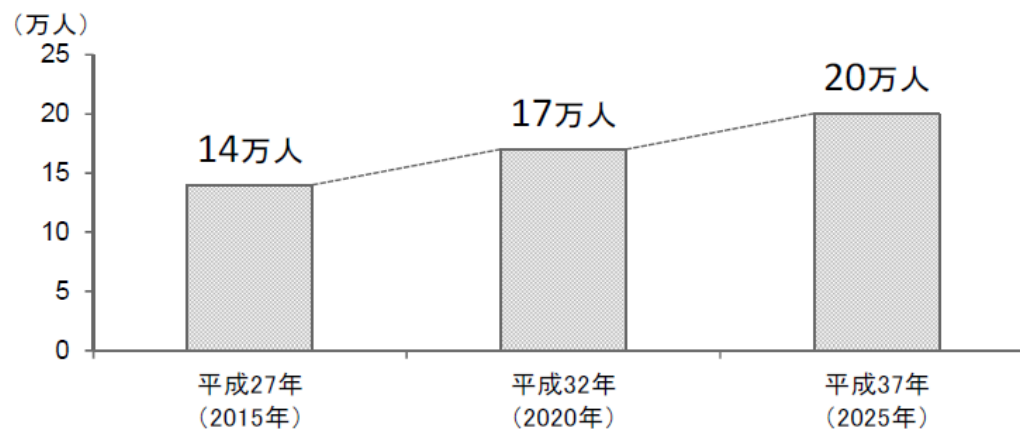
※ 認定率は、第1号被保険者数に占める第1号被保険者の認定者数の割合
 ※ 要支援1・2は、平成18年度より（平成12・17年は「要支援」区分の数値）
 ※ 要介護認定者数の平成27年までの数字は実績値、平成32年以降の数字は推計値（横浜市）（各年9月30日現在）
 ※ 端数処理をしているため、合計が一致しないことがある

出典：第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【表9】認知症高齢者の増加

横浜市の認知症高齢者数は、平成27年に約14万人となり、平成37年には約20万人、高齢者の5人に1人の割合に増加することが見込まれています。

<認知症高齢者数の推移>



※ 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業 九州大学 二宮教授)の認知症有病率が上昇する場合を使用した推計

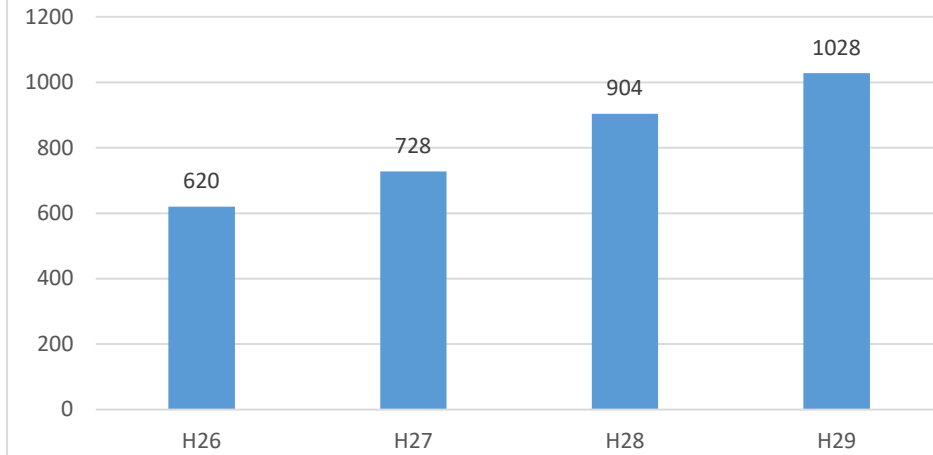
※ 平成27年国勢調査を基準とした将来人口推計(横浜市)を基に算出

出典：第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【参考】

横浜市の人口は、2019年に増加のピークとなり、その後は減少に転じる見込みです。高齢化率は2035年に30.4%となり、市内人口の3割を超えると推計しています。また、2025年に団塊の世代が75歳を迎えることにより、中でも75歳以上の割合が拡大すると見込まれています。

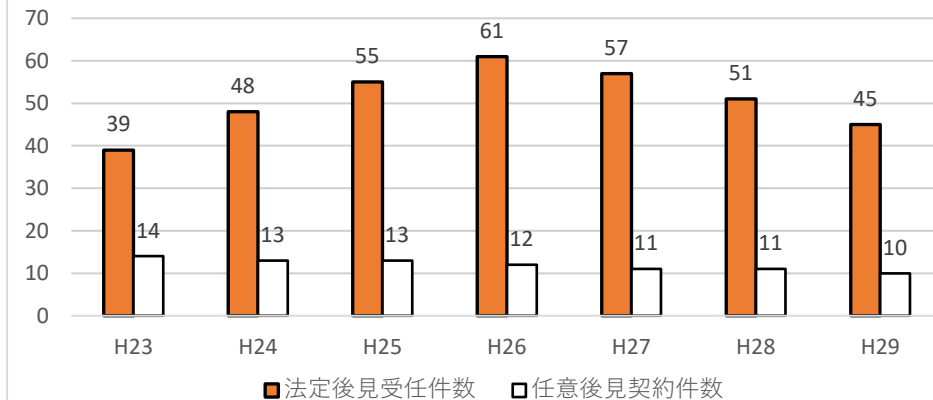
【表10】 権利擁護事業 契約件数 推移



【表10】

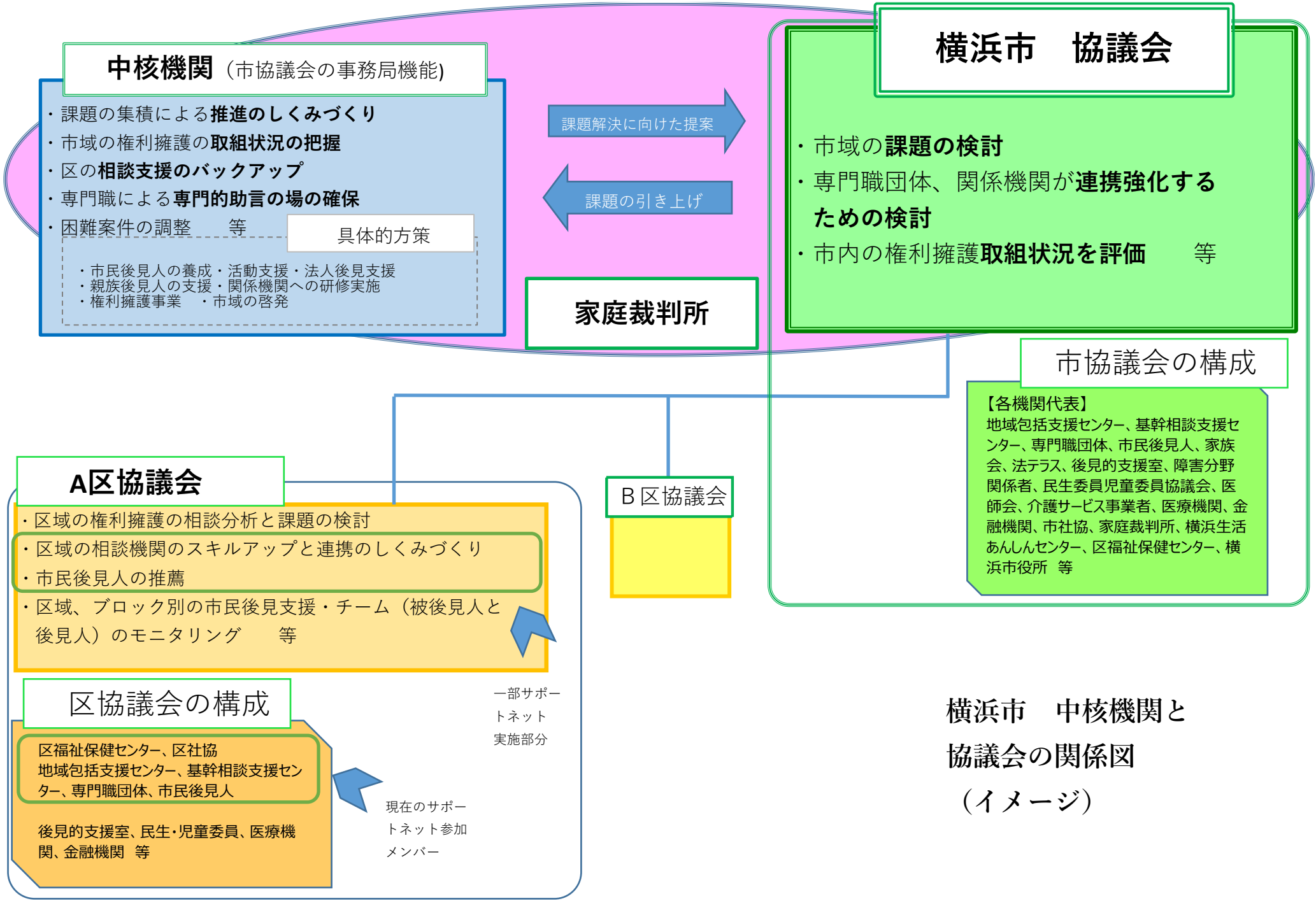
各区社協で実施している「権利擁護事業」は対象を概ね65歳以上の高齢の方、成年で障害のある方としています。ご本人との契約に基づく事業のため、判断能力の低下により成年後見制度の利用の検討が必要となります。

【表11】 横浜生活あんしんセンター
法人後見受任件数および契約件数



【表11】

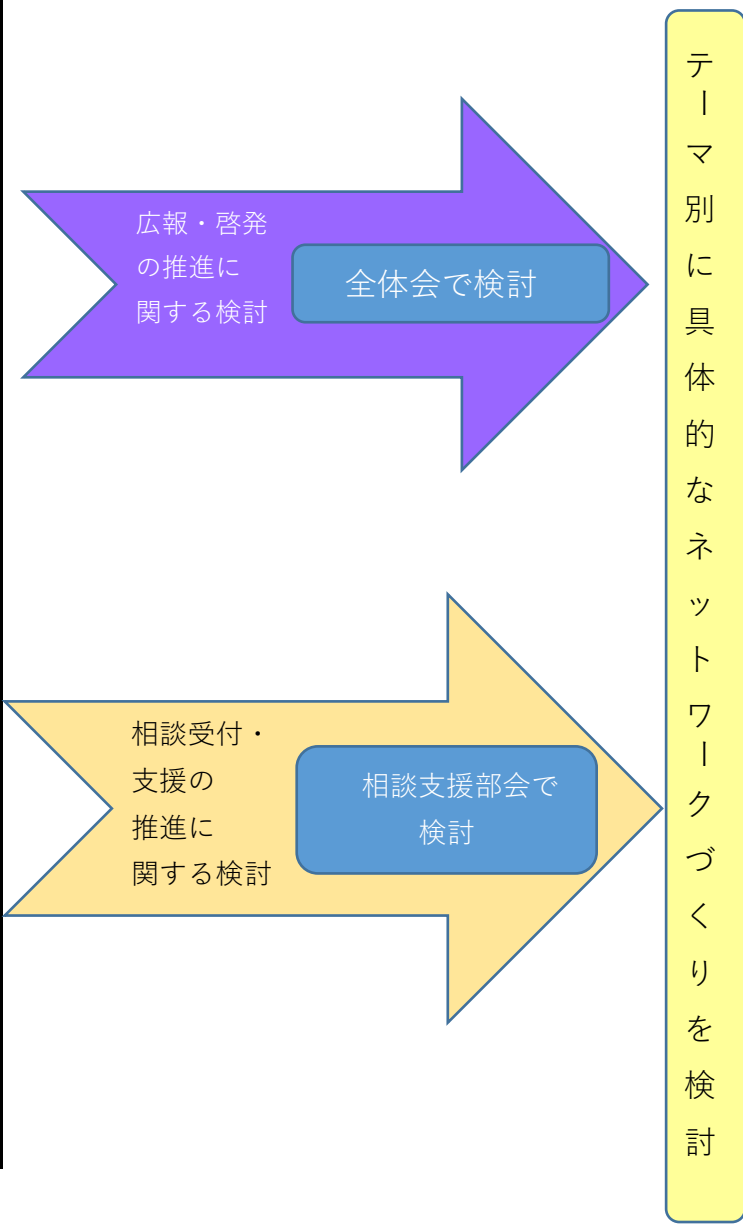
第三者後見人のなり手のないケース等に対応し、横浜生活あんしんセンターが法人として後見人等を受任しています。市内には法人後見事業実施団体は5団体あります。



1. 意見・課題からみる協議の方向性

※「場面」は「中核機関と役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）」より

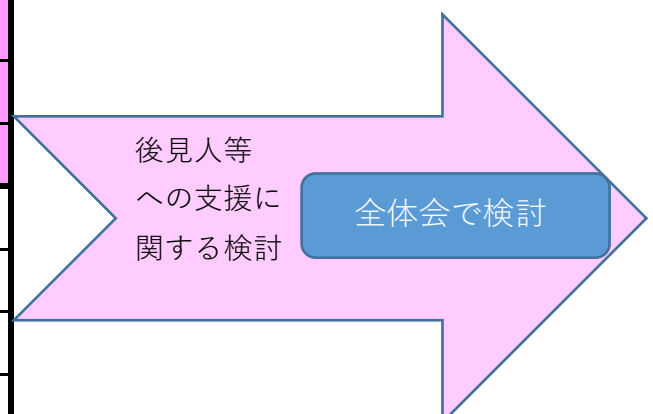
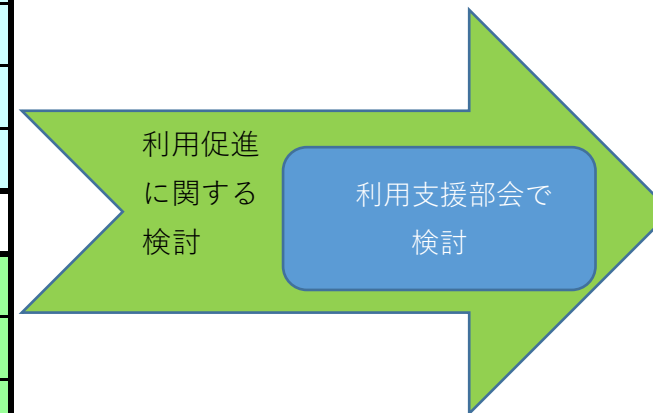
場面	意見の場	課題・意見
【場面1】 広報・啓発	クパ トコ メリ ンツ	一人暮らし高齢者への情報提供が不十分
		制度を直接利用しない人への周知
		任意後見制度の周知
	委員 会	制度が知られていない。
		中核機関と協議会の関係がわかりにくい。
		地域の勉強会等での説明会が少ない。
	分科 会 3	身近な支援者の制度理解が不足している。
		団体などに向けた説明会は1度では不十分
		利用支援事業（報酬助成）のPRが不足
【場面2・3】 相談受付 アセスメント 支援の検討	パ ブリ ック ク コ メ ン ト	ワンストップの専門相談ができていない。
		基幹相談支援センターの機能がまだ不十分
		権利擁護の対象者をどう考えるかの検討が必要。
		障害者の制度利用が進んでいない。
		知的障害者が制度につながりにくい。
		住所が定まらない人の相談対応が不十分
	委員 会	区への相談から対応までに時間がかかりすぎる。
		相談機関の機能が不十分で迅速な対応がきていない。
		分科 会 3
後見的支援事業との連携不足		
自分から相談に来れない方へのアプローチが不足		



※「委員会」は、横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会の略

1. 意見・課題からみる協議の方向性

場面	意見の場	課題・意見
【場面4・5】 利用促進	パ ブ リ ン ツ ク コ	相談機関で専門職団体の紹介のみでは不十分
		各機関で制度利用の相談だけでなく申立て支援が必要
		利用支援事業の申し立て費用についての検討が不十分
		法人後見についての支援が不十分
	会 委 員	具体的な申し立て支援までできる相談機関が少ない
	分 科 会 3	複数後見や法人後見等の受任の活用が必要
		制度が複雑で利用を断念する親族も多い。
利用者の課題等が出てきた場合の情報管理の仕方		
【場面6・7】 後見人等 への支援	パ ブ リ ン ツ ク コ	親族後見人への支援が必要
		権利擁護に関する取組の苦情対応、評価
		サポートネットだけでは区域のネットワーク構築は不十分
		区レベルの成年後見の取組（チーム支援）が不十分
	分 科 会 3	チームを見守る介護事業所等を支えるネットワークが必要
		不正防止等の対策も必要
		身上監護面が重視されるような取組が必要
後見人交代が必要な場合の検討や交代可能なことの周知も必要		

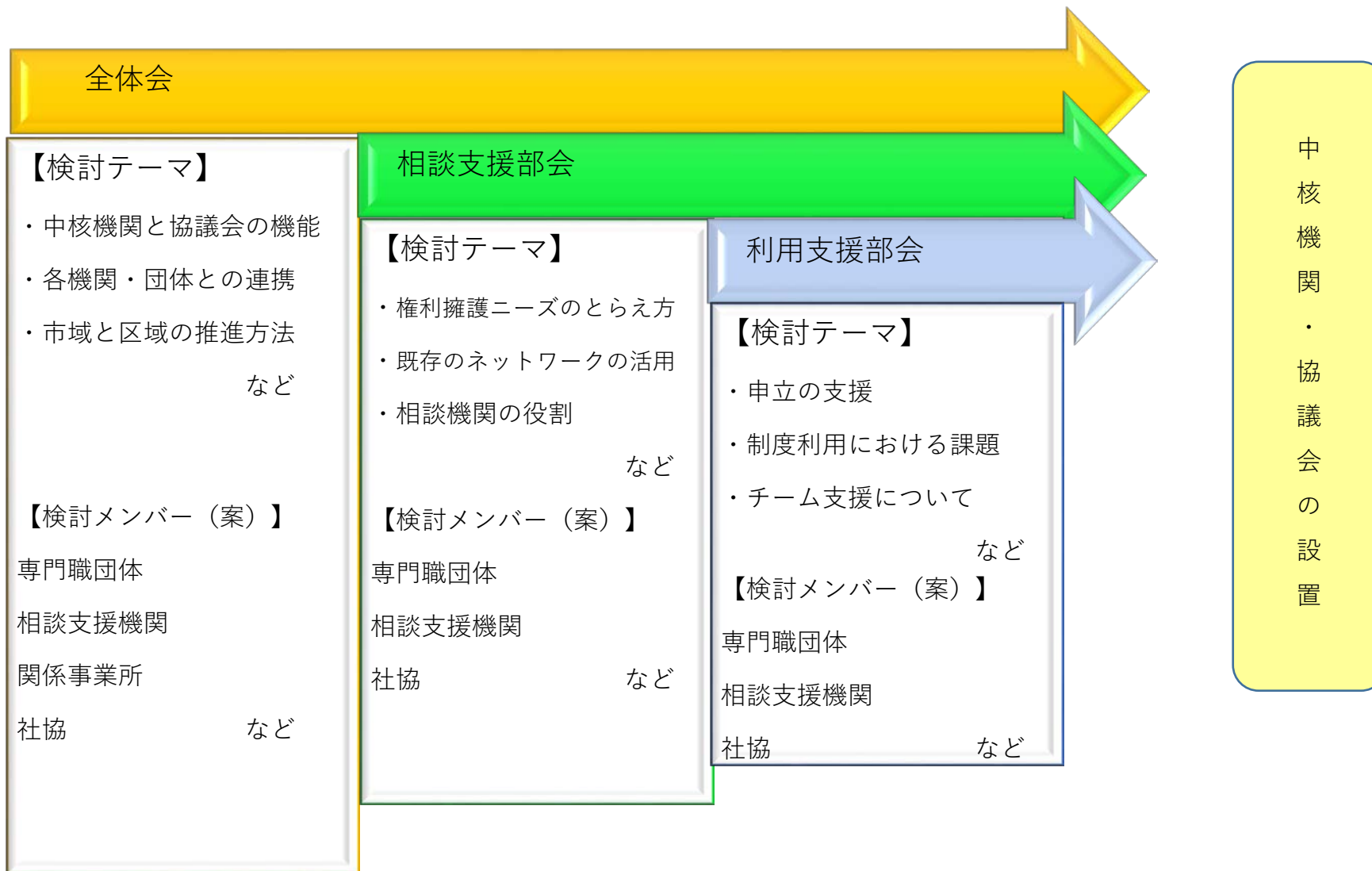


テーマ別に具体的なネットワークづくりを検討

地域連携ネットワーク構築に向けた中核機関と協議会の機能等の今後の検討について（案）

2. 会議の検討内容と検討メンバー（案）

横浜市成年後見制度利用促進基本計画は今年度で策定が終了します。今後、成年後見制度等の権利擁護を必要とする人が早期に発見され、制度に確実につながるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進します。来年度は今年度の検討結果を踏まえ、中核機関、協議会の設置に向けた検討を実施します。

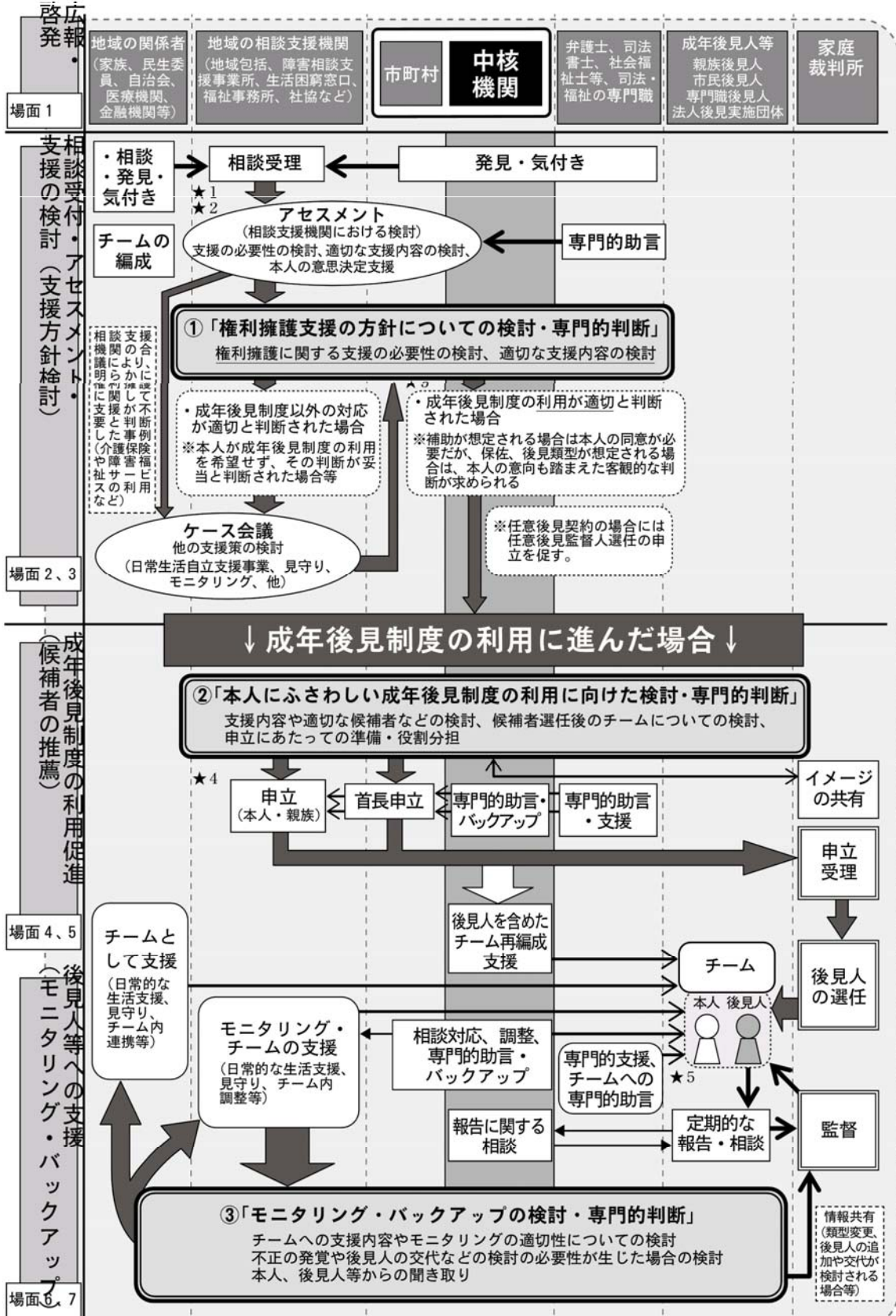


権利擁護の取組を進めるために、各団体等で実施できること

団体名	課題、意見等	取組	効果	流れ
心身障害児者を守る会連盟	<ul style="list-style-type: none"> ・年数回の勉強会の開催 ・50歳代位の障害を持つお子さんを抱える親御さんへのアプローチ 	会員への情報提供	広報・啓発	場面1
認知症の人と家族会	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関と家裁とが連携してほしい。定期的な話し合いを希望 	会員への情報提供	広報・啓発	場面1
精神障害者家族連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見に関して区社協でも対応してほしい 	会員への情報提供	広報・啓発	場面1
民生委員・児童委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に説明する際の易しい資料がほしい ・包括、区社協への報告(連携)は可能 	住民への情報提供、周知	広報・啓発 発見、気づき	場面1
地域ケアプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の集いでの情報提供、機関紙発行。 ・後見人支援 	相談内容の見極め	広報・啓発 チーム編成	場面1、2、3、 6、7
弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップでの相談機関あり。 ・利用者の情報共有や情報管理の課題 ・支援者向け研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・後見活動 ・関係者との連携 	候補者推薦 専門的助言	場面4、5
司法書士	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所との連携 ・専門機関として専門的な知見の提供。 ・支援者向け研修。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後見活動 ・関係者との連携 	候補者推薦 専門的助言	場面4、5
社会福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・専門機関として専門的な知見の提供。 ・支援者向け研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・後見活動 ・関係者との連携 	候補者推薦 専門的助言	場面4、5

行政書士	<ul style="list-style-type: none"> ・専門機関として専門的な知見の提供 ・各地区に出向いての定期的な相談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・後見活動 ・関係者との連携 	候補者推薦 専門的助言	場面 4、5
精神保健福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・チームを作っていくにあたっての協力。 	相談内容の見極め	相談、チーム編成	場面 1、2、3
介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・包括、あんしんセンターと連携ができる 	対象者の見極め	相談、発見、気づき	場面 1、2、3
基幹相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談先として、相談の入り口としての機能がある。 	相談内容の見極め	広報・啓発 チーム編成	場面 1、2、3
医療関係（病院）	<ul style="list-style-type: none"> ・市の身近な相談機関、一次、二次相談という相談支援のネットワークあり。 	相談内容と対象者の心身状況の見極め	相談受付 チーム編成	場面 1、2、3
医療関係（看護）	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の情報 	対象者の心身状況の見極め	相談、発見、気づき	場面 1

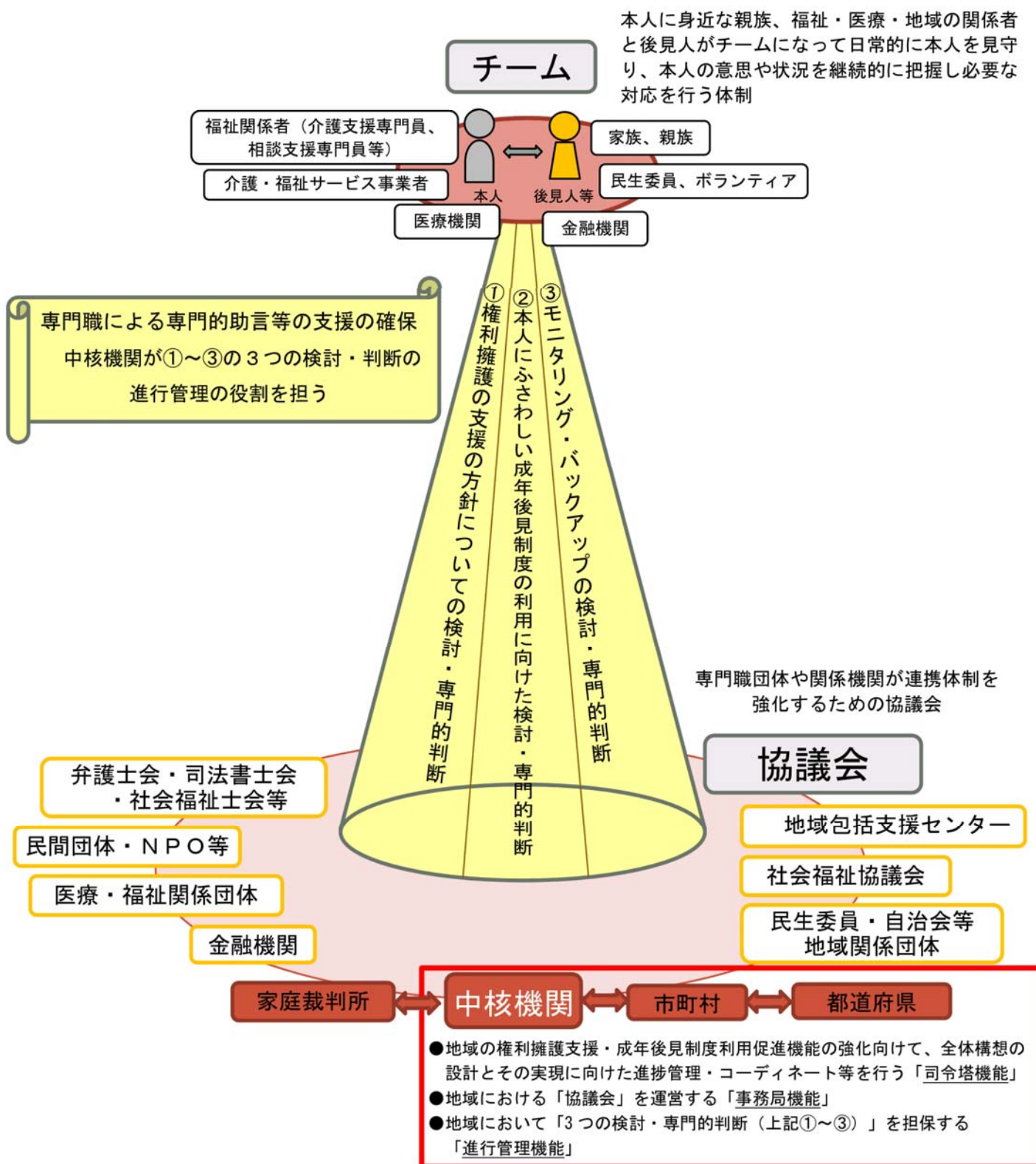
図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割 (フロー図)



※ ★1～5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。

地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み



（「手引き」P15 図Ⅱ-1をもとに成年後見制度利用促進室作成）



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459

成年後見サポートネット

目的

横浜市における権利擁護の推進を目指し、地域の権利擁護に関する課題を検討し、地域の権利擁護関係機関・団体等のネットワークを強化すること

内容

- (1)成年後見に関する困難事例の検討
- (2)地域における権利擁護に関する課題の検討
- (3)地域における権利擁護の普及・啓発に関する検討・実施
- (4)横浜市市民後見人バンク登録者の支援
- (5)その他必要な事項

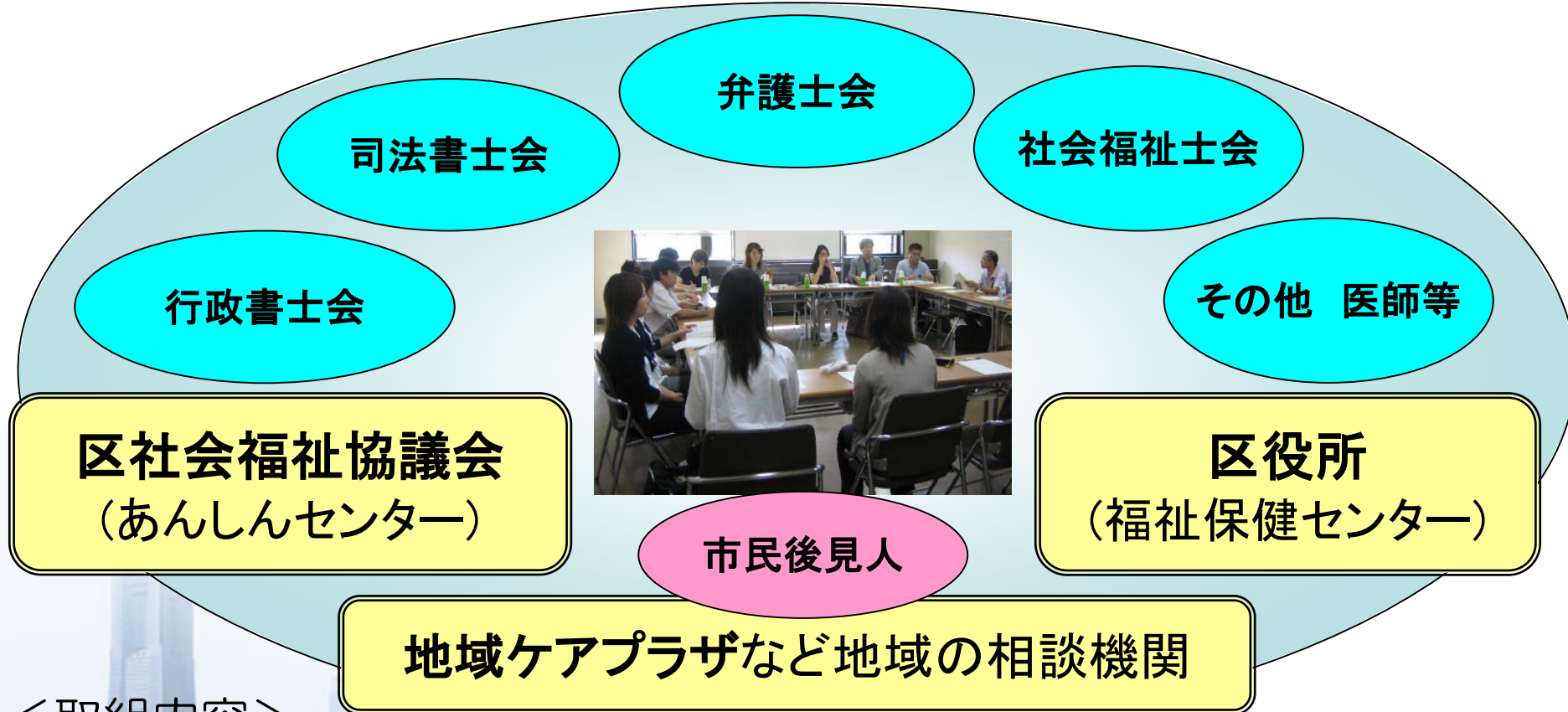
参加機関

- (1)区福祉保健センター (2)区社協あんしんセンター (3)地域包括支援センター
- (4)神奈川県弁護士会 (5)リーガルサポート神奈川県支部(司法書士会)
- (6)ぱあとなあ神奈川(社会福祉士会) (7)コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部(行政書士会) (8)横浜市市民後見人バンク登録者
- (9)その他、福祉保健センター長において必要と認められるもの

成年後見サポートネット～独自の取り組み～

市内全区で、法律・福祉の専門家と相談機関が連携
事例検討等を通じて質の高い支援を図る

市民後見人バンク登録者が参加し、身近できめ細かい支援を展開



<取組内容>

事例検討会、区内ケアマネジャー向け研修の企画、啓発事業の実施 等